

薬物乱用防止教育の推進について

平成29年9月14(木)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

薬物乱用防止教育の推進

第四次薬物乱用防止5か年戦略(H25.8 薬物乱用防止推進本部決定)

目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

- 薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実
- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 学校と警察等関係機関・団体との連携強化
- 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成と

(4) 広報啓発活動の強化

(5) 関係機関による相談体制の充実

(6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進



薬物乱用防止教育に関する文部科学省の取組

1. 教育課程の改善

・小学校、中学校及び高等学校において、薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知。

・平成21年3月に改訂された高等学校指導要領「保健体育」において、麻薬、覚せい剤に加え、新たに大麻を扱うものとし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実。

○小学校学習指導要領(平成29年3月告示)第9節体育

- ・薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
- ・薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚醒剤等についても触れるものとする。

○中学校学習指導要領(平成29年3月告示)第7節保健体育

- ・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。
- ・薬物は、覚醒剤や大麻等を扱うものとする。

○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)第6節保健体育

- ・薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。
- ・薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。

